

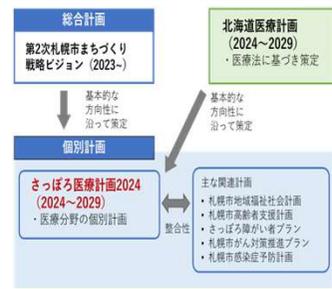
主な改正ポイント

- ✓ **主要事業に「新興感染症発生・まん延時における医療」を追加**
新型コロナウイルス感染症の流行により顕在化した地域医療の課題に対応するため、主要事業に6事業目として追加
- ✓ **ロジックモデルの作成と指標等の再設定**
取組と目標とする成果（アウトカム）の論理的な体系を示すものとしてロジックモデルを活用。5疾病・6事業において作成
- ✓ **二次救急医療体制の見直し（拠点病院、後方支援体制等）**
- ✓ **災害時に医療的な支援が必要な患者に対する災害医療体制の整備**
- ✓ **認知症医療・支援体制の充実（高齢者支援計画との整合性）**

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨と位置づけ

- 札幌市の医療の現状や地域特性を踏まえ、本市の目指すべき医療提供体制とその実現に向けた施策を体系化するための独自計画として策定
- 現行の第2次計画（計画期間：2018～2023年度）の成果や課題を踏まえた第3次計画
- 第2次札幌市まちづくり戦略ビジョンや北海道医療計画との基本的な方向性、本市関連計画との整合性を図る



2 計画の期間

2024年度から2029年度（6年間）

第2章 札幌市の医療の現状等と課題

- 2025年以降の高齢者人口増加と生産年齢人口減少
 - ✓ 救急医療・在宅医療等の需要増加
 - ✓ 医療従事者の確保が困難
- 住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続ける地域包括ケアシステムの構築
- 北海道胆振東部地震や新型コロナウイルス感染症の流行にて顕在化した課題への対応
- 医療の質の向上や効率化のためにデジタル技術の活用

第3章 基本理念と基本目標

1 基本理念（長期的目標）

※現行計画から変更なし

市民が生涯を通して健康で安心して暮らせる社会の実現に向けた医療・保健システムの確立

2 基本目標

①地域の安心を支える医療提供体制の整備

- 持続可能な救急医療体制の安定維持
- 在宅医療提供体制のさらなる充実
- 災害医療体制の強化
- 新興感染症に強い医療体制の確保
- 地域医療を支える人材の確保・養成
- デジタル技術の活用による医療の効率化・最適化

③地域の医療体制にかかる情報発信・市民理解の促進

- 医療提供体制や医療のかかり方についての情報発信・市民理解の促進（かかりつけ医やACP（人生会議）等）
- 医療の安全確保に関する助言・情報提供の強化
- 医療提供者と市民との信頼関係構築の推進

②地域と結びついた医療連携体制の構築

- 医療機関の機能分化の推進
- 医療機関相互の連携強化
- 医療・介護等の連携強化
- デジタル技術の活用による連携強化

④市民の健康力・予防力の向上

- かかりつけ医等の普及促進
- 保健・医療に関する情報発信と普及啓発の強化
- 保健・医療・福祉に関する相談機能の充実と連携強化
- 各種健診・検診事業推進
- 関係機関と連携した保健医療施策の推進

第4章 主要な疾病ごとの医療連携体制の構築

5 疾病

- 北海道医療計画や本市関連計画と連携し、①相談体制や発症予防、②治療（救急搬送）、③療養支援に係る取組を実施
- 地域共生医療（在宅医療等）の推進、かかりつけ医の普及、医療機能分化に係る情報提供、医療に関する情報発信、生活習慣病の予防や健診受診に関する周知啓発などを実施
- 認知症の早期発見から診断、診断後の継続した支援など認知症医療・支援体制の充実

第5章 主要な事業ごとの医療連携体制の構築

5 事業及び在宅医療

1 救急医療

- 二次救急医療体制の見直し（拠点病院等）、後方支援体制や「見える化」システムの整備
- 救急医療体制の定期的な検証による、安定的な救急医療体制の確保
- 救急車等の適正利用やACP（人生会議）の普及啓発による適切な受療行動の促進

2 災害医療

- 災害拠点病院とそれ以外の医療機関が、機能や役割に応じた体制整備と連携強化
- 医療的な支援が必要な人（在宅酸素患者や透析患者等）に対する医療体制の整備
- 災害の種類や規模に応じた医療体制の整備

3 新興感染症発生・まん延時における医療（新たに追加）

- 有事においても必要な医療が適切に提供されるよう、医療機関の役割・機能等に応じた体制整備
- 平時からの医療機関間の情報共有・連携による療養病院や高齢者施設等の感染症対応能力向上
- 感染症の流行に備えた医療機関・民間企業等との連携体制の構築

4 周産期医療

- 連携体制の強化や救急医療体制の検証による産婦人科救急医療体制の安定維持
- 在宅医療の普及と多職種連携の推進による医療的ケア児等の療養療育体制の推進

5 小児医療

- 連携体制の強化や救急医療体制の検証による小児救急医療体制の安定維持
- 相談窓口（救急安心センターさっぽろ等）の普及啓発による小児救急医療機関の適正利用の推進
- 在宅医療の普及と多職種連携の推進による医療的ケア児等の療養療育体制の推進

6 在宅医療

- 需要増加に対応するため、在宅医療への参入を支援する医療機関同士の連携を整備
- 多職種連携における情報共有や連携を推進し、在宅医療の質を向上
- かかりつけ医やACP等の在宅医療に関する情報発信の強化

第6章 医療従事者の確保

- 在宅医療需要増加や多様化するニーズに対応する専門的なスキルを持った人材の確保
- デジタル技術の活用による医療従事者の業務効率化

第7章 医療安全確保と医療に関する相互理解の推進

1 医療安全対策の推進

- 医療機関への立入検査等
- 医療安全支援センター運営事業
- 医薬品等の安全対策

3 医療機関に関する情報提供と相互理解の推進

第8章 保健医療施策の推進

- 感染症対策（エイズ、結核等）
- 難病対策
- 献血・臓器移植等の普及啓発
- 薬物乱用防止対策
- 歯科保健対策

第9章 基本目標・基本施策に基づく取組一覧

第10章 計画の推進体制と進行管理

- 進捗状況の定期的な確認（評価）を実施
- 評価の際には、ロジックモデルを活用し各取組がアウトカムにどのような影響を与えたかといった観点から、必要に応じ取組等の見直しを実施

ロジックモデル ・各取組と目標とする成果（アウトカム）の論理的な体系を示すもの
・5疾病・5事業及び在宅医療において作成